

令和4年1月28日

保護者の皆様

渋谷区子ども家庭部
保 育 課 長

第6波の影響による延長保育及び一時保育等の一部縮小について（お願い）

日頃から、渋谷区の保育行政にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

現在、渋谷区内において新型コロナウイルス感染症の陽性者数が激増し、保育所等においても園児や職員の陽性者や濃厚接触者が急増しています。いわゆる第6波と呼ばれる状況にありますが、保育所及び認定こども園は、原則開所としています。

各保育園においては、感染拡大防止対策を取りながら、できる限り開所できるよう努めているところですが、園関係者に陽性者が発生し、休園やクラス休園等せざるを得ない事例が発生しております。当該園の保護者の皆様には、ご心配・ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。

1月21日付け「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止へのご協力について」で感染拡大防止のお願いをお知らせしたところではございますが、職員が濃厚接触者となったこと等により、体制確保が厳しい状況となっている園がございますので、当面の間、下記のと通りの対応といたしますので、お知らせいたします。

記

1 延長保育及び一時保育等の一部縮小について

職員が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者となったことにより体制確保が難しい場合または感染拡大防止のため、延長保育及び一時保育等を行わないこととする場合がございます。

園において、個別にお願いのお声掛けをする場合がございますので、その際はご協力くださいますようお願い申し上げます。

2 保育所及び認定こども園の開所について

原則開所としております。

ただし、園関係者において新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者が多数となった場合は、感染拡大防止のため、臨時休園やクラス休園とする場合もございます。

3 延長保育料及び一時保育料等について

延長保育を縮小した場合、区立保育園の月額延長保育料は、後日、日割り減額の再計算を行います。私立園においては園により取扱いが異なる場合がございます。

一時保育を縮小した場合、区立保育園の一時保育料は、利用当日または利用後のお支払いですので、利用がなければお支払いいたしません。私立園においては園により取扱いが異なる場合がございます。

定期利用保育を縮小した場合、区立保育園の定期利用保育料は、ひと月あたりの実利用時間により所定の金額を再計算し、当初のご請求額との差額が発生した場合は、還付・充当いたします。私立園においては園により取扱いが異なる場合がございます。

私立園 保育管理係 03-3463-2483

区立園 施設運営係 03-3463-2573